

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

| | | |
|----------|-------------------------------|---|
| 3 (略) | H 建築物の高さと軒の高さとの平均(単位:メートル) | 第一 (略) 2 前項の式の E_r は、次の表に掲げる式によって算出するものとする。ただし、局地的な地形や地物の影響により平均風速が割り増されるおそれのある場合においては、その影響を考慮しなければならない。 |
| | 改正後 | 改正前 |
| 3 (略) | H 建築物の高さと軒の高さとの平均(単位:メートル) | 第一 (略) 2 前項の式の E_r は、次の表に掲げる式によって算出するものとする。ただし、局地的な地形や地物の影響により平均風速が割り増されるおそれのある場合においては、その影響を考慮しなければならない。 |
| 3 (略) | H 建築物の高さと軒の高さとの平均(単位:メートル) | 第一 (略) 2 前項の式の E_r は、次の表に掲げる式によって算出するものとする。ただし、局地的な地形や地物の影響により平均風速が割り増されるおそれのある場合においては、その影響を考慮しなければならない。 |

この告示は、令和四年一月一日から施行する。

| | |
|---|--|
| HがZbを超える場合 $E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_0} \right)^\alpha$ | HがZb以下の場合 $E_r = 1.7 \left(\frac{Z_b}{Z_0} \right)^\alpha$ |
|---|--|

| | |
|---|--|
| HがZbを超える場合 $E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_0} \right)^\alpha$ | HがZb以下の場合 $E_r = 1.7 \left(\frac{Z_b}{Z_0} \right)^\alpha$ |
|---|--|

この表において、 E_r 、 Z_b 、 Z_0 、 α 及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 E_r 平均風速の高さ方向の分布を表す係数
 Z_b 、 Z_0 及び α 地表面粗度区分に応じて次の表に掲げる数値

この表において、 E_r 、 Z_b 、 Z_0 、 α 及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。
 E_r 平均風速の高さ方向の分布を表す係数
 Z_b 、 Z_0 及び α 地表面粗度区分に応じて次の表に掲げる数値

| 地表面粗度区分 | | Zb (単位:メートル) | Z ₀ (単位:メートル) | α |
|---------|---|--------------|--------------------------|----------|
| I | 極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域 | 五 | 二五〇 | 〇・一〇 |
| II | 地表面粗度区分I若しくはIVの区域以外の区域のうち、海岸線若しくは湖岸線(対岸までの距離が一、五〇〇メートル以上のものに限る。以下同じ)までの距離が五〇〇メートル以内の地域(建築物の高さが一三メートル以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が二〇〇メートルを超え、かつ、建築物の高さが三メートル以下である場合を除く。)又は当該地域以外の地域のうち、極めて平坦で障害物が散在しているものとして特定行政庁が規則で定める区域 | 五 | 三五〇 | 〇・一五 |
| III | 地表面粗度区分I、II又はIVの区域以外の区域 | 五 | 四五〇 | 〇・二〇 |
| IV | 都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域 | 一〇 | 五五〇 | 〇・二七 |

| 地表面粗度区分 | | Zb (単位:メートル) | Z ₀ (単位:メートル) | α |
|---------|--|--------------|--------------------------|----------|
| I | 都市計画区域外にあって、極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域 | 五 | 二五〇 | 〇・一〇 |
| II | 都市計画区域外にあって地表面粗度区分Iの区域以外の区域(建築物の高さが一三メートル以下の場合を除く。)又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分IVの区域以外の区域のうち、海岸線又は湖岸線(対岸までの距離が一、五〇〇メートル以上のものに限る。以下同じ)までの距離が五〇〇メートル以内の地域(ただし、建築物の高さが一三メートル以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が二〇〇メートルを超え、かつ、建築物の高さが三メートル以下である場合を除く。) | 五 | 三五〇 | 〇・一五 |
| III | 地表面粗度区分I、II又はIV以外の区域 | 五 | 四五〇 | 〇・二〇 |
| IV | 都市計画区域内にあって、都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域 | 一〇 | 五五〇 | 〇・二七 |